

生活保護費の追加給付

平成25年生活扶助基準改定に係る最高裁判決を踏まえ、生活保護費の追加給付を行います。申し出の方法や支給時期は、準備が整い次第、ホームページでお知らせします。

- 期 間 平成25年8月から令和8年3月までの間に生活保護を受給していた世帯（現在、保護停止中の世帯、保護廃止世帯を含む）。ただし、平成30年10月以降の期間は、入院患者日用品費、救護施設等の基準生活費、期末一時扶助、障害者加算等を受給していた世帯に限る。
※すでに亡くなられている方は、追加給付の対象となりません。

- 追加給付額
- 国が定めた生活扶助基準の「新たな基準」と「当時の基準」との差額分
 - 追加給付額は、当時の生活保護の受給状況によって、世帯ごとに異なります。また、対象期間が該当しても、本給付の対象とならない場合もあります。

■申請手続き（申し出）

- 現在、今治市で生活保護受給中の世帯は申し出は不要です。
- 対象期間中、今治市で生活保護を受給していたが現在生活保護を受給していない世帯は申し出が必要です。（市外で生活保護を受給していた世帯は、当時受給していた自治体に対して申し出が必要です。）

- 問合先 生活支援課
TEL 0898-36-1523



ホームページ

児童扶養手当および特別児童扶養手当の現況届

各手当を受けている方（支給停止の方も含む）に、「現況届、所得状況届のお知らせ」を7月下旬から8月上旬に郵送します。必要書類を持参の上、必ず期限内に本人が手続きください。

現況届を提出しなかった場合は、手当の支給が止まる場合があります。

※令和7年中の所得を申告していない方は、手当月額が決定できませんので、申告を済ませてから手続きください。

期限内に必ず本人が提出をしてください



- 受付期間 ●児童扶養手当…8月3日(月)～31日(月)
●特別児童扶養手当…8月12日(木)～9月11日(金)
- その他 ネウボラ推進課に延長窓口開設します。
①8月中の祝日を除く月・水曜日 19:00まで
②8月23日(日) 9:00～13:00
- 問合先 ネウボラ推進課（第1別館4階）
TEL 0898-36-1553
FAX 0898-34-1145
または各支所

物価高騰対策 エネルギー・物価高騰対応緊急総合支援パッケージ

エネルギー費用や物価高騰の影響を受ける市民の皆さんや事業者を支えるため、暮らしや防災・防犯対策、産業支援など幅広い分野への支援策をまとめた「緊急総合支援パッケージ」を実施します。詳しくはホームページを確認ください。



ホームページ

市の公告、告示等掲示方法の変更

今治市本庁舎の掲示板から、専用ページへの電子掲示に変更されました。詳しくはホームページを確認ください。

- 対 象 市の公告（条例等の公布、告示等の公示）
■掲示場所 ホームページ（電子掲示専用ページ）
■問合先 総務調整課
TEL 0898-36-1502
FAX 0898-32-5211(代)



ホームページ



県今治庁舎 仮移転（8/31(月)～）

県今治庁舎は8月31日(月)より市役所第3別館（旧今治小学校）に仮移転して業務を行います。

- 対 象 総務県民室、税務室、商工観光室、今治保健所、地域農業育成室、産地戦略推進室、農村整備課、森林林業課、水産課、今治土木事務所
- 場 所 今治市役所 第3別館（仮移転先）
南大門町2-5-1
- 問合先 愛媛県東予地方局
今治支局総務県民室
TEL 0898-23-2500(代)